

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

本調査は、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材（以下「政令指定土壌改良資材」という。）について、農業用払出量を把握し、その安定供給等による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。

### 2 調査の対象

#### (1) 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査

政令指定土壌改良資材の製造業者のうちバークたい肥製造業者については、全数調査を6年ごとに実施しており（直近では平成30年）、全数調査以外の年に当たる令和2年については、直近の全数調査の結果を母集団にして、農業用払出量の多い順に全農業用払出量の90%を占めるまでの製造業者を対象とした。

なお、令和2年から、調査項目の見直しに伴い、調査の対象を決定する基準を「生産量」から「農業用払出量」に変更した。

また、政令指定土壌改良資材の製造業者のうちバークたい肥製造業者以外の製造業者については、全ての製造業者を調査の対象とした。

#### (2) 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査

全ての政令指定土壌改良資材の輸入業者を対象とした。

### 3 調査対象数

	調査対象者数 ①		調査対象者数 (事業中止を除く) ③=①-②	有効回収数 ④	有効回収率 ④/③
	うち 事業中止 ②				
国内生産	101	3	98	87	88.8%
輸入	16	-	16	13	81.3%

注： 「有効回収数」とは、集計に用いた調査対象者の数であり、回収はされたが、当年において農業用払出がなかった調査対象者は含まれていない。

### 4 調査事項

#### (1) 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査

事業者名、土壌改良資材の名称、土壌改良資材の種類、農業用払出量（家庭園芸用を含む。）

#### (2) 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査

事業者名、輸入土壌改良資材の名称、輸入土壌改良資材の種類、国名、農業用払出量（家庭園芸用を含む。）

### 5 調査期間

調査期間は、令和2年1月から12月までの1年間である。

### 6 調査方法

本調査は、調査対象者に対して郵送により調査票を配布し、郵送、オンライン及びFAXにより調査票を回収する方法により行った。

### 7 集計方法

#### (1) 政令指定土壌改良資材の種類別農業用払出量の全国値

製造業者の調査結果の積上げにより集計した。ただし、バークたい肥製造業者の農業用払出量は、全数調査以外の年に当たることから、次により推計した。

$$\begin{aligned} \text{全国値} &= \frac{\text{バークたい肥標本事業者の当年のバークたい肥農業用払出量}}{\text{全数調査年におけるバークたい肥標本事業者のカバー率 (x)}} \\ x &= \frac{\text{全数調査年のバークたい肥標本事業者のバークたい肥農業用払出量}}{\text{全数調査年の全てのバークたい肥農業用払出量の合計}} \end{aligned}$$

- (2) 輸入政令指定土壌改良資材の種類別輸入国別農業用払出量の全国値  
輸入業者の調査結果の積上げにより集計した。

## 8 実績精度

- (1) 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査  
カバレッジ方式による有意抽出により調査を実施しているため、実績精度の算出は行っていない。
- (2) 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査  
全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

## 9 用語の解説

- (1) 政令指定土壌改良資材  
地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき、同施行令（昭和59年政令第299号）で指定している12種類の土壌改良資材（泥炭、バークたい肥、腐植酸質資材、木炭、けいそう土焼成粒、ゼオライト、バーミキュライト、パーライト、ベントナイト、VA 菌根菌資材、ポリエチレンイミン系資材及びポリビニルアルコール系資材）。
- (2) 農業用払出量  
当該年の1月から12月の間に農業用に払い出された政令指定土壌改良資材の量（肥料、農薬、培養土等への添加物用及び原料として使用又は出荷されたものについては、農業用払出量に含めない。）。

## 10 利用上の注意

- (1) 表中に用いた記号は次のとおりである。  
「-」：事実のないもの  
「nc」：計算不能
- (2) この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「令和2年土壌改良資材の農業用払出量調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。

## 11 その他

公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

## 【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」で御覧いただけます。

【 [https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/dozyo\\_kairyo/index.html#r](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/dozyo_kairyo/index.html#r) 】

## 【関連リンク】

農林水産省農産局農業環境対策課のページ：

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen\\_type/](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/)

### お問合せ先

#### ◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 面積統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3681

（直通）03-6744-2045

F A X： 03-5511-8771

#### ◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 統計広報推進班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3589

（直通）03-6744-2037

F A X： 03-3501-9644



### 政府統計

政府統計の総合窓口  
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>